

新横浜テクノヒルズ企業団地建築協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条及びこれに基づく横浜市建築協定条例（昭和31年横浜市条例第17号）第2条の規定に基づき、第5条に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物等に関する基準を定め、企業団地としての良好な操業環境を維持増進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この協定における用語の定義は、建築基準法及び建築基準施行令（昭和25年政令第338号）及びこの協定の条文解釈の定めるところによる。

(名称)

第3条 この協定は「新横浜テクノヒルズ企業団地建築協定」（以下「協定」という。）と称する。

(協定の締結)

第4条 この協定は協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者（以下「土地の所有者等」という。）の全員の合意によって締結する。

(建築協定区域)

第5条 この協定の目的となる土地の区域は、横浜市港北区新羽町964番2他とし、別添区域図に示す。

第2章 敷地及び建築物に関する基準

(用途)

第6条 協定区域内の建築物の用途は、建築基準法別表第2（を）項に掲げる用途としてはならない。ただし第14条に定める運営委員会が企業団地としての利便を増進する上で必要と認める用途に供される建築物についてはこの限りではない。

(構造)

第7条 建築物の主要構造部は、鉄骨、鉄筋コンクリート等の不燃材料としなければならない。
（床面積の合計が20㎡以内の物置等は除く）

H18年 9月 15日

認 可 公 告

H18年 11月 10日

発 効

(敷地)

第8条 敷地の分割はできないものとする。ただし、第14条に定める運営委員会が、良好な工場環境を維持できる区画面積として認めた場合についてはこの限りではない。

- 2 建築物の敷地には、敷地面積の100分の10以上の緑地を設置し、これを良好に管理するよう努めなければならない。
- 3 駐車場については、企業及びその従業員の自動車が、自己の敷地又は他の敷地内に駐車又は保管できるようにしなければならない。

(地盤面の変更)

第9条 敷地の地盤面の変更は出来ないものとする。ただし、自動車駐車場及び階段などを築造する部分の切土及び盛り土についてはこの限りではない。

(建築物の位置)

第10条 建築物の壁面（建築物の壁及びこれに代わる柱の面並びに建築物に付属する門へい）から別添区域図に示す企業団地地区内道路までの距離は、1.0m以上とし、その他の敷地境界線までの距離は0.5m以上とする。

(門へいの構造)

第11条 門へいを設ける場合は次によらなければならない。

- (1) へいの高さは2m以下とする。
- (2) へいの構造は、金網等の透視性のあるものとし、コンクリート造又はコンクリートブロック造のものは禁止する。

(意匠)

第12条 建築物の意匠は、外壁、屋根等の形態及び色彩や各種標識の設置について、周囲の環境との調和を図るよう努めなければならない。

(公害防止対策)

第13条 公害の発生を未然に防止するよう努め、次に示す公害関係法令（条例及び規則を含む）に定める規則基準を遵守し、公害防止対策を実施しなければならない。公害防止対策については、別に定める公害防止協定書による。

※ 大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、

水質汚濁防止法施行令、下水道法、下水道法施行令、下水道法施行規則、

横浜市下水道条例、横浜市下水道条例施行規則、

横浜市生活環境の保全等に関する条例、

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第14条 この協定の運営に関する事項を処理するため、新横浜テクノヒルズ建築協定運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、理事会がこれを兼ねる。

- 2 委員会の招集は委員長が行い、委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 3 委員会を、原則として2年に1回開催する。
- 4 委員会は委員の委任状を含む過半数の出席により成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。

(役員)

第15条 委員会に、委員長、副委員長1名、会計1名を置く。

- 2 委員長、副委員長及び会計は委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、この協定の運営事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその事務を処理する。
- 5 会計は、委員会の経理に関する事務を処理する。
- 6 委員長の任期が満了したとき、又は委員長が欠けたときは、新たに委員長になった者が、速やかにその旨を横浜市長に報告するものとする。ただし、再任されたときはこの限りでない。

(委任)

第16条 前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第4章 雑則

(違反者に対する措置)

第17条 委員長は、この協定に違反した土地の所有者等（以下「違反者」という。）があったときは、違反者に対し、委員会の決定に基づき、文書を持って相当の猶予期間を付して、是正のための必要な措置をとることを請求することができる。

- 2 違反者は、前項の請求があったときは、これに従わなければならない。

(裁判所への提訴)

第18条 委員長は、違反者が前条第1項の請求に従わなかったときは、委員会の決定に基づき、その強制履行又は違反者の費用をもって第三者にこれをなさしめることを裁判所に請求することができる。

H18年 9月 15日
認 可 公 告

H18年 11月 10日
発 効

2 前項の訴訟手続きに関する費用は、違反者の負担とする。

(土地の所有者の届出)

第19条 土地の所有者等は、土地の所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転する時は、あらかじめ、その旨を委員長に届け出るとともに、所有権及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を移転する相手先に、本協定の内容を通知しなければならない。

(建築計画の事前届出)

第20条 土地の所有者等は、建築物を建築するときは、あらかじめ、建築計画を委員長に届け出なければならない。

(協定の変更)

第21条 土地の所有者等は、協定区域、建築物に関する基準、有効期間又は違反者に対する措置を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(協定の廃止)

第22条 土地の所有者等は、この協定を廃止しようとする場合は、その過半数の合意をもってその旨を定め、これを横浜市長に申請してその認可を受けなければならない。

(効力の承継)

第23条 この協定は、認可公告のあった日以後において土地の所有者等となった者に対しても、その効力があるものとする。

(有効期限)

第24条 この協定の有効期間は、附則に定める効力の発生の日から廃止の認可公告のあった日までとする。ただし、この協定の有効期間内になした行為に対する第17条及び第18条の適用については、期間満了後も、なお効力を有する。

附則

(効力の発生)

- 1 この協定は、横浜市長の認可公告のあった日から起算して3年以内において協定区域内の土地に2以上の土地の所有者等が存することとなった日から効力を発する。

(適用の除外)

- 2 この協定の認可公告のあった日に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物（以下、「既存建築物」という。）については、この協定の規定は適

H18年 9 月 15日
認 可 公 告

H18年 11月 10日
発 効

用しない。ただし、この協定の認可公告のあった日以後に、当該既存建築物を増築し、改築し、又は移転する場合は、当該増築し、改築し又は移転する部分については、この協定の規定を適用する。

新横浜テクノヒルズ企業団地建築協定の締結に同意します。

平成 年 月 日

所有土地の表示

横浜市港北区新羽町	番	面積	.	m ²
横浜市港北区新羽町	番	面積	.	m ²

土地所有者等

住所

氏名